

# 北九州市芸術文化施設条例施行規則

## ○北九州市芸術文化施設条例施行規則

平成15年10月10日

規則第83号

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市芸術文化施設条例（平成15年北九州市条例第55号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 芸術文化施設の開館時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。

(入館の制限)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) めいていしている者

(2) 他人の迷惑となるおそれのある物品又は動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を携帯又は同伴している者

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認める者

(使用申請)

第4条 条例第2条第1項の許可の申請は、使用しようとする日の属する月の6月前（北九州芸術劇場、響ホール及び市民会館のホールの使用の許可の申請にあっては、12月前）の月の初日から使用しようとする日までの間に行わなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(平20規則48・一部改正)

(使用期間)

第5条 条例第2条第1項の使用許可を受けた者（北九州市漫画ミュージアム、若松市民会館（美術展示室に限る。）及び旧百三十銀行ギャラリーの使用の許可を受けた者を除く。）の使用は、1回の使用につき7日（北九州芸術劇場の中劇場及び小劇場の使用にあっては、30日）以内とする。ただし、市

長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(平 2 4 規則 7 6 ・ 平 2 7 規則 9 ・ 一部改正)

(陳列品の観覧料等)

第 6 条 条例別表第 2 の陳列品の観覧料、器具使用料、設備使用料及び駐車場使用料に係る規則で定める額は、別表第 2 のとおりとする。ただし、北九州市漫画ミュージアムにおいて特別の展覧会を開催する場合の陳列品の観覧料は、その都度市長が定める。

(平 2 3 規則 4 4 ・ 追加、平 2 4 規則 6 2 ・ 平 2 4 規則 7 6 ・ 一部改正)

(冷暖房設備の使用料)

第 7 条 芸術文化施設の冷暖房設備の使用料の額は、別表第 3 のとおりとする。

(平 2 3 規則 4 4 ・ 旧第 6 条繰下 ・ 一部改正)

(使用料の返還)

第 8 条 条例第 6 条ただし書の規定に基づき、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める額を返還する。

(1) 天災その他使用者(条例第 2 条第 1 項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)の責めによらない事由により使用できないとき 使用料の全額

(2) 使用日(条例第 2 条第 1 項の許可を受けた使用の日をいう。)の 40 日前までに使用者が使用の取りやめを申し出た場合で、市長が相当の理由があると認めるとき 使用料の額の 5 割に相当する額

(平 2 3 規則 4 4 ・ 旧第 7 条繰下)

(指定管理者に管理を行わせようとする芸術文化施設の概要等の公表)

第 9 条 市長は、芸術文化施設について指定管理者を指定しようとするときは、管理を行わせようとする芸術文化施設の概要、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、条例第 8 条第 2 項及び付則第 3 項の場合においては、この限りでない。

(平 2 0 規則 4 8 ・ 平 2 2 規則 9 ・ 一部改正、平 2 3 規則 4 4 ・ 旧第 8 条繰下)

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第 10 条 条例第 8 条第 1 項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

## 北九州市芸術文化施設条例施行規則

- (1) 定款又はこれに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平20規則69・一部改正、平23規則44・旧第9条繰下)

(指定管理者の業務)

第11条 条例第9条第3号の市長が別に定める業務は、次のとおりとする。

- (1) 演劇を主とした舞台芸術の制作及び公演、当該舞台芸術を担う人材の育成等に関する事(北九州芸術劇場に係る指定管理者に限る。)
- (2) 音楽を主とした公演、音楽を担う人材の育成等に関する事(響ホールに係る指定管理者に限る。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

(平20規則48・一部改正、平23規則44・旧第10条繰下)

(指定管理者の指定の告示)

第12条 市長は、芸術文化施設について指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(平20規則48・追加、平23規則44・旧第11条繰下)

(指定管理者の事業報告)

第13条 指定管理者は、毎年度終了後その管理する芸術文化施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、5月31日までに市長に提出しなければならない。

(平20規則48・旧第11条繰下、平23規則44・旧第12条繰下)

(使用権の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、芸術文化施設を使用する権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は市長(指定管理者に使用の許可を行わせる芸術文化施設にあつては、指定管理者)が許可した使用目的以外の目的に使用してはならない。

(平20規則48・旧第12条繰下、平23規則44・旧第13条繰下)

(設備の変更禁止)

## 北九州市芸術文化施設条例施行規則

第15条 使用者は、芸術文化施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りではない。

(平20規則48・旧第13条繰下、平23規則44・旧第14条繰下)

(原状回復の義務)

第16条 使用者は、芸術文化施設の使用を終了したときは、直ちに、使用した部分を現状に回復して返還しなければならない。条例第3条の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命じられたときも同様とする。

2 前項の規定により返還するときは、速やかにその旨を市長（指定管理者に維持管理を行わせる芸術文化施設にあつては、指定管理者）に届け出て、検査を受けなければならない。

(平20規則48・旧第14条繰下、平23規則44・旧第15条繰下)

(損害賠償の義務)

第17条 芸術文化施設に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(平20規則48・旧第15条繰下、平23規則44・旧第16条繰下)

(委任)

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、都市ブランド創造局長が定める。

(平20規則33・一部改正、平20規則48・旧第16条繰下、平23規則26・一部改正、平23規則44・旧第17条繰下、令6規則18・一部改正)

付 則

この規則は、平成15年11月1日から施行する。ただし、第8条及び第9条の規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年3月31日規則第33号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成20年6月25日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

## 北九州市芸術文化施設条例施行規則

付 則（平成 20 年 1 月 10 日規則第 69 号）

この規則は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

付 則（平成 22 年 3 月 23 日規則第 9 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成 23 年 3 月 31 日規則第 26 号）抄  
（施行期日）

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 23 年 7 月 6 日規則第 44 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 24 年 6 月 27 日規則第 62 号）

この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（平成 24 年 8 月 2 日規則第 76 号）

この規則は、平成 24 年 8 月 3 日から施行する。

付 則（平成 25 年 1 月 13 日規則第 61 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 27 年 3 月 18 日規則第 9 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 30 年 7 月 25 日規則第 48 号）  
（施行期日）

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第 2 の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可を受ける使用に係る使用料について適用し、施行日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前に北九州市芸術文化施設条例（平成 15 年北九州市条例第 55 号）の規定及び改正前の北九州市芸術文化施設条例施行規則の規定に基づき発行された漫画ミュージアムの年間定期券は、同条

# 北九州市芸術文化施設条例施行規則

例の規定及び改正後の北九州市芸術文化施設条例施行規則の規定に基づき発行されたものとみなす。

付 則（令和 2 年 3 月 3 1 日規則第 2 4 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 6 年 3 月 2 9 日規則第 1 8 号）抄  
（施行期日）

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表第 1（第 2 条関係）

（平 2 0 規則 4 8 ・平 2 2 規則 9 ・平 2 4 規則 6 2 ・平 2 4 規則 7 6 ・  
平 2 5 規則 6 1 ・平 2 7 規則 9 ・一部改正）

| 区分           |          | 開館時間                           | 休館日   | 備考   |
|--------------|----------|--------------------------------|---|--|
| 北九州芸術劇場      |          | 午前 1 0 時から午後 1 0 時まで           | 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日                                | 市長が特に必要があると認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館日を指定することができる。 |
| 響ホール         | 駐車場以外の部分 | 午前 9 時から午後 1 0 時まで             | 日   |  |
|              | 駐車場      | 午前 8 時 4 5 分から午後 1 0 時 1 5 分まで |   |  |
| 北九州市漫画ミュージアム |          | 午前 1 1 時から午後 7 時まで             | (1) 火曜日<br>(その日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日当たると |  |

北九州市芸術文化施設条例施行規則

|             |          |                   |                                     |
|-------------|----------|-------------------|-------------------------------------|
|             |          |                   | きは、その翌日)<br>(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 |
| 黒崎文化ホール     | 駐車場以外の部分 | 午前9時から<br>午後10時まで | 12月29日から翌年の1月3日までの日                 |
|             | 駐車場      | 午前8時から<br>午後11時まで |                                     |
| 門司市民会館      |          | 午前9時から            |                                     |
| 若松市民会館      |          | 午後10時まで           |                                     |
| 戸畑市民会館      |          | で                 |                                     |
| 大手町練習場      |          |                   |                                     |
| 旧百三十銀行ギャラリー |          | 午前10時から<br>午後6時まで |                                     |

別表第2 (第6条関係)

(平23規則44・追加、平24規則62・平24規則76・平25規則61・平30規則48・令2規則24・一部改正)

| 区分 |           |          | 使用料の額                |                       |
|----|-----------|----------|----------------------|-----------------------|
| 劇場 | 器具<br>使用料 | 照明器具     | フットライト               | 1式につき1時間又はその端数ごとに150円 |
|    |           | 花道フットライト | 1式につき1時間又はその端数ごとに70円 |                       |

北九州市芸術文化施設条例施行規則

|              |                    |                             |
|--------------|--------------------|-----------------------------|
| ポーターライト      | 15キロワット以上          | 1列1式につき1時間<br>又はその端数ごとに300円 |
|              | 10キロワット以上15キロワット未満 | 1列1式につき1時間<br>又はその端数ごとに220円 |
|              | 5キロワット以上10キロワット未満  | 1列1式につき1時間<br>又はその端数ごとに150円 |
|              | 5キロワット未満           | 1列1式につき1時間<br>又はその端数ごとに100円 |
| アップーホリゾントライト | 20キロワット以上          | 1式につき1時間又はその端数ごとに390円       |
|              | 15キロワット以上20キロワット未満 | 1式につき1時間又はその端数ごとに300円       |
|              | 10キロワット以上15キロワット未満 | 1式につき1時間又はその端数ごとに220円       |
|              | 10キロワット未満          | 1式につき1時間又はその端数ごとに150円       |
| ピンスポットライト    |                    | 1台につき1時間又はその端数ごとに390円       |
| スポットラ        | 1. 5キロワット          | 1台につき1時間又は                  |

## 北九州市芸術文化施設条例施行規則

|      |           |                       |                       |
|------|-----------|-----------------------|-----------------------|
|      | イト        |                       | その端数ごとに150円           |
|      |           | 1キロワット                | 1台につき1時間又はその端数ごとに100円 |
|      |           | 500ワット以下              | 1台につき1時間又はその端数ごとに70円  |
|      |           | ローアールホリゾントライト         | 1本につき1時間又はその端数ごとに100円 |
|      |           | ストリップライト              | 1本につき1時間又はその端数ごとに70円  |
|      |           | ミラーボール                | 1式につき1時間又はその端数ごとに220円 |
|      |           | 照明器具用スタンド             | 1本につき1時間又はその端数ごとに30円  |
|      |           | 特殊照明効果器具              | 1台につき1時間又はその端数ごとに390円 |
|      | 特殊照明効果レンズ | 1個につき1時間又はその端数ごとに30円  |                       |
| 音響器具 | アンプ       | 1式につき1時間又はその端数ごとに780円 |                       |
|      | ミゼットアンプ   | 1式につき1時間又はその端数ごとに150円 |                       |

北九州市芸術文化施設条例施行規則

|             |                     |                           |
|-------------|---------------------|---------------------------|
|             | はね返りスピーカー           | 1台につき1時間又はその端数ごとに90円      |
|             | コンパクトディスクプレーヤー      | 1台につき1時間又はその端数ごとに220円     |
|             | テープレコーダー（テープを含まない。） | 1台につき1時間又はその端数ごとに220円     |
|             | マイクロホン              | 1本につき1時間又はその端数ごとに150円     |
|             | ワイヤレスマイク            | 1チャンネルにつき1時間又はその端数ごとに390円 |
|             | 音響器具用スタンド           | 1本につき1時間又はその端数ごとに30円      |
|             | 特殊音響効果器具            | 1台につき1時間又はその端数ごとに390円     |
| 映<br>写<br>機 | 35ミリ映写機             | 1式につき1時間又はその端数ごとに1,950円   |
|             | 16ミリ映写機             | 1式につき1時間又はその端数ごとに780円     |
|             | 特殊プロジェクター           | 1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円   |

北九州市芸術文化施設条例施行規則

|      |                                   |       |                         |
|------|-----------------------------------|-------|-------------------------|
| ピアノ  | フルコンサート（外国製のもの又は購入価格がこれに準ずる国産のもの） |       | 1台につき1時間又はその端数ごとに3,000円 |
|      | フルコンサート                           |       | 1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円 |
|      | その他                               |       | 1台につき1時間又はその端数ごとに600円   |
| 舞台器具 | 能舞台                               |       | 1式につき1時間又はその端数ごとに3,900円 |
|      | 所作台                               | 10枚以上 | 1式につき1時間又はその端数ごとに1,560円 |
|      |                                   | 10枚未満 | 1式につき1時間又はその端数ごとに780円   |
|      | バレエマット（テープを含まない。）                 |       | 1式につき1時間又はその端数ごとに1,050円 |
|      | 組立花道                              |       | 1式につき1時間又はその端数ごとに1,170円 |
|      | 松羽目バック                            |       | 1枚につき1時間又はその端数ごとに220円   |
|      | 金びょうぶ                             |       | 1双につき1時間又は              |

北九州市芸術文化施設条例施行規則

|          |               |                                   |
|----------|---------------|-----------------------------------|
|          |               | その端数ごとに 780<br>円                  |
| 銀びょうぶ    |               | 1 双につき 1 時間又は<br>その端数ごとに 390<br>円 |
| 鳥の子びょうぶ  |               | 1 双につき 1 時間又は<br>その端数ごとに 390<br>円 |
| せり上げ     | 3 平方メートル以上のもの | 1 式につき 1 時間又は<br>その端数ごとに 390<br>円 |
|          | 3 平方メートル未満のもの | 1 式につき 1 時間又は<br>その端数ごとに 150<br>円 |
| 日舞用そで    |               | 1 式につき 1 時間又は<br>その端数ごとに 390<br>円 |
| しゃ<br>紗幕 |               | 1 枚につき 1 時間又は<br>その端数ごとに 220<br>円 |
| 映写幕      |               | 1 枚につき 1 時間又は<br>その端数ごとに 220<br>円 |
| 毛せん      |               | 1 枚につき 1 時間又は<br>その端数ごとに 30 円     |
| 山台用座布団   |               | 1 枚につき 1 時間又は<br>その端数ごとに 30 円     |
| 上敷       |               | 1 枚につき 1 時間又は                     |

北九州市芸術文化施設条例施行規則

|              |   |                         |
|--------------|---|-------------------------|
|              |   | その端数ごとに30円              |
| 長机           |   | 1脚につき1時間又はその端数ごとに30円    |
| 平台           |   | 1枚につき1時間又はその端数ごとに30円    |
| 舞台用階段        |   | 1台につき1時間又はその端数ごとに30円    |
| 箱馬           | 大 | 1個につき1時間又はその端数ごとに20円    |
|              | 小 | 1個につき1時間又はその端数ごとに10円    |
| 反響板          |   | 1式につき1時間又はその端数ごとに2,730円 |
| 馬            |   | 1個につき1時間又はその端数ごとに20円    |
| オーケストラピット    |   | 1式につき1時間又はその端数ごとに610円   |
| 山台           |   | 1組につき1時間又はその端数ごとに70円    |
| 演台           |   | 1式につき1時間又はその端数ごとに70円    |
| 指揮台及び指揮者用譜面台 |   | 1式につき1時間又はその端数ごとに70円    |
| 演奏者用譜面台      |   | 1台につき1時間又はその端数ごとに20円    |
| ドライアイスマシーン   |   | 1台につき1時間又は              |

北九州市芸術文化施設条例施行規則

|               |                                 |                  |             |                    |                                    |
|---------------|---------------------------------|------------------|-------------|--------------------|------------------------------------|
|               |                                 |                  |             |                    | その端数ごとに580円                        |
|               |                                 |                  |             | スモークマシン            | 1台につき1時間又はその端数ごとに580円              |
|               |                                 |                  |             | 録音・録画機器            | 1式につき1時間又はその端数ごとに4,800円            |
|               |                                 |                  |             | 展示用パネル             | 1枚につき1回ごとに120円                     |
| 設備<br>使用<br>料 | 電<br>気<br>コ<br>ン<br>セ<br>ン<br>ト | 劇場器具             |             |                    | 1キロワット又はその端数ごとにつき1時間又はその端数ごとに1000円 |
|               |                                 | 持込器具             |             |                    | 1キロワット又はその端数ごとにつき1時間又はその端数ごとに700円  |
| 音楽<br>堂       | 器<br>具<br>使<br>用<br>料           | 照<br>明<br>器<br>具 | ボーダーラ<br>イト | 15キロワット以上          | 1列1式につき1時間又はその端数ごとに3000円           |
|               |                                 |                  |             | 10キロワット以上15キロワット未満 | 1列1式につき1時間又はその端数ごとに2200円           |
|               |                                 |                  |             | 5キロワット以上10キロワット未満  | 1列1式につき1時間又はその端数ごとに1500円           |
|               |                                 |                  |             | 5キロワット未満           | 1列1式につき1時間                         |

北九州市芸術文化施設条例施行規則

|      |           |           |                       |
|------|-----------|-----------|-----------------------|
|      |           |           | 又はその端数ごとに100円         |
|      | ピンスポットライト |           | 1台につき1時間又はその端数ごとに390円 |
|      | スポットライト   | 1. 5キロワット | 1台につき1時間又はその端数ごとに150円 |
|      |           | 1キロワット    | 1台につき1時間又はその端数ごとに100円 |
|      |           | 500ワット以下  | 1台につき1時間又はその端数ごとに70円  |
|      | ストリップライト  | 9灯用       | 1本につき1時間又はその端数ごとに100円 |
|      |           | 6灯用       | 1本につき1時間又はその端数ごとに70円  |
|      | 照明器具用スタンド |           | 1本につき1時間又はその端数ごとに30円  |
| 音響器具 | アンプ       |           | 1式につき1時間又はその端数ごとに780円 |
|      | ミゼットアンプ   |           | 1式につき1時間又はその端数ごとに150円 |
|      | はね返りスピーカー |           | 1台につき1時間又はその端数ごとに90円  |

北九州市芸術文化施設条例施行規則

|             |                                   |         |                                  |
|-------------|-----------------------------------|---------|----------------------------------|
|             | コンパクトディスクプレーヤー                    |         | 1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 2 2 0 円     |
|             | テープレコーダー（テープを含まない。）               |         | 1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 2 2 0 円     |
|             | マイクロホン                            |         | 1 本につき 1 時間又はその端数ごとに 1 5 0 円     |
|             | ワイヤレスマイク                          |         | 1 チャンネルにつき 1 時間又はその端数ごとに 3 9 0 円 |
|             | 音響器具用スタンド                         |         | 1 本につき 1 時間又はその端数ごとに 3 0 円       |
| 映<br>写<br>機 | 特殊プロジェクター                         |         | 1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 1, 5 0 0 円  |
| ピ<br>ア<br>ノ | フルコンサート（外国製のもの又は購入価格がこれに準ずる国産のもの） |         | 1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 3, 0 0 0 円  |
|             | フルコンサート                           |         | 1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 1, 5 0 0 円  |
|             | その他                               |         | 1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 6 0 0 円     |
| 舞<br>台      | 所作台                               | 1 0 枚以上 | 1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 1, 5 6      |

北九州市芸術文化施設条例施行規則

|    |        |              |                       |
|----|--------|--------------|-----------------------|
| 器具 |        | 0円           |                       |
|    |        | 10枚未満        | 1式につき1時間又はその端数ごとに780円 |
|    | 金びょうぶ  | 高さ2メートル以上のもの | 1双につき1時間又はその端数ごとに780円 |
|    |        | 高さ2メートル未満のもの | 1双につき1時間又はその端数ごとに390円 |
|    | 銀びょうぶ  |              | 1双につき1時間又はその端数ごとに390円 |
|    | 日舞用そで  |              | 1式につき1時間又はその端数ごとに390円 |
|    | 映写幕    |              | 1枚につき1時間又はその端数ごとに220円 |
|    | 毛せん    |              | 1枚につき1時間又はその端数ごとに30円  |
|    | 山台用座布団 |              | 1枚につき1時間又はその端数ごとに30円  |
|    | 上敷     |              | 1枚につき1時間又はその端数ごとに30円  |
|    | 長机     |              | 1脚につき1時間又はその端数ごとに30円  |
| 平台 |        | 1枚につき1時間又は   |                       |

北九州市芸術文化施設条例施行規則

|       |         |              |                                 |                      |
|-------|---------|--------------|---------------------------------|----------------------|
|       |         |              | その端数ごとに30円                      |                      |
|       |         | 舞台用階段        | 1台につき1時間又はその端数ごとに30円            |                      |
|       |         | 折り畳み式足       | 1個につき1時間又はその端数ごとに10円            |                      |
|       |         | 箱馬           | 大                               | 1個につき1時間又はその端数ごとに20円 |
|       |         |              | 小                               | 1個につき1時間又はその端数ごとに10円 |
|       |         | 演台           | 1式につき1時間又はその端数ごとに70円            |                      |
|       |         | 指揮台及び指揮者用譜面台 | 1式につき1時間又はその端数ごとに70円            |                      |
|       |         | 演奏者用譜面台      | 1台につき1時間又はその端数ごとに20円            |                      |
|       |         | チェンバロ        | 1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円         |                      |
|       |         | ハープ          | 1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円         |                      |
| 設備使用料 | 電気コンセント | 会館器具         | 1キロワット又はその端数ごとに1時間又はその端数ごとに100円 |                      |
|       |         | 持込器具         | 1キロワット又はその端数ごとに1時間又はその端数ごとに7    |                      |

北九州市芸術文化施設条例施行規則

|              |         |              |              |            |         |                              |
|--------------|---------|--------------|--------------|------------|---------|------------------------------|
|              |         |              |              |            |         | 0 円                          |
|              |         |              | シャワー室        |            |         | 1 室につき 1 時間又はその端数ごとに 7 0 円   |
|              |         |              | 浴場           |            |         | 1 槽につき 1 時間又はその端数ごとに 3 0 0 円 |
|              |         |              | 駐車場使用料       |            |         | 1 台につき 3 0 分又はその端数ごとに 8 0 円  |
| 漫画<br>ミュージアム | 陳列品の観覧料 | 個人           | 一般           | 1 人 1 回    | 4 8 0 円 |                              |
|              |         |              | 中学校及び高等学校の生徒 |            | 2 4 0 円 |                              |
|              |         |              | 小学校の児童       |            | 1 2 0 円 |                              |
|              |         | 団体(30人以上)    | 一般           | 1 人 1 回    | 3 8 0 円 |                              |
|              |         |              | 中学校及び高等学校の生徒 |            | 1 9 0 円 |                              |
|              |         |              | 小学校の児童       |            | 9 0 円   |                              |
|              | 年間定期券   | 一般           | 1 人 1 年      | 2, 4 0 0 円 |         |                              |
|              |         | 中学校及び高等学校の生徒 |              | 1, 8 0 0 円 |         |                              |
|              |         | 小学校の児童       |              | 1, 2 0 0 円 |         |                              |
|              | 器具使用    | 音響器          | アンプ          |            |         | 1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 3 0 0 円 |

## 北九州市芸術文化施設条例施行規則

|                  |                       |                                 |                         |                                  |
|------------------|-----------------------|---------------------------------|-------------------------|----------------------------------|
|                  | 用<br>料                | 具                               | ワイヤレスマイク                | 1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 1 5 0 円     |
|                  |                       |                                 | 音響器具用スタンド               | 1 本につき 1 時間又はその端数ごとに 3 0 円       |
|                  |                       | 映<br>像<br>器<br>具                | 液晶プロジェクター               | 1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 1, 8 0 0 円  |
|                  |                       |                                 | スクリーン                   | 1 枚につき 1 時間又はその端数ごとに 3 0 0 円     |
|                  |                       | そ<br>の<br>他<br>の<br>器<br>具      | 可動陳列ケース                 | 1 台につき 1 回ごとに 4 8 0 円            |
|                  |                       |                                 | 展示用パネル                  | 1 枚につき 1 回ごとに 1 2 0 円            |
| 市<br>民<br>会<br>館 | 器<br>具<br>使<br>用<br>料 | 照<br>明<br>器<br>具                | フットライト                  | 1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 1 5 0 円     |
|                  |                       |                                 | 花道フットライト                | 1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 7 0 円       |
|                  |                       | ボ<br>ー<br>ダ<br>ー<br>ラ<br>イ<br>ト | 1 5 キロワット以上             | 1 列 1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 3 0 0 円 |
|                  |                       |                                 | 1 0 キロワット以上 1 5 キロワット未満 | 1 列 1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 2 2 0 円 |

北九州市芸術文化施設条例施行規則

|                      |                    |                         |
|----------------------|--------------------|-------------------------|
|                      | 5キロワット以上10キロワット未満  | 1列1式につき1時間又はその端数ごとに150円 |
|                      | 5キロワット未満           | 1列1式につき1時間又はその端数ごとに100円 |
| アップーホ<br>リゾントラ<br>イト | 20キロワット以上          | 1式につき1時間又はその端数ごとに390円   |
|                      | 15キロワット以上20キロワット未満 | 1式につき1時間又はその端数ごとに300円   |
|                      | 10キロワット以上15キロワット未満 | 1式につき1時間又はその端数ごとに220円   |
|                      | 10キロワット未満          | 1式につき1時間又はその端数ごとに150円   |
| ピンスポットライト            |                    | 1台につき1時間又はその端数ごとに390円   |
| スポットラ<br>イト          | 1.5キロワット           | 1台につき1時間又はその端数ごとに150円   |
|                      | 1キロワット             | 1台につき1時間又はその端数ごとに100円   |
|                      | 500ワット以下           | 1台につき1時間又は              |

北九州市芸術文化施設条例施行規則

|      |              |                       |
|------|--------------|-----------------------|
|      |              | その端数ごとに70円            |
|      | ローアーホリゾントライト | 1本につき1時間又はその端数ごとに100円 |
|      | ストリップライト     | 9灯用                   |
|      |              | 1本につき1時間又はその端数ごとに100円 |
|      |              | 6灯用                   |
|      |              | 1本につき1時間又はその端数ごとに70円  |
|      | ミラーボール       | 1式につき1時間又はその端数ごとに220円 |
|      | 照明器具用スタンド    | 1本につき1時間又はその端数ごとに30円  |
|      | 特殊照明効果器具     | 1台につき1時間又はその端数ごとに390円 |
|      | 特殊照明効果レンズ    | 1個につき1時間又はその端数ごとに30円  |
| 音響器具 | アンプ          | 1式につき1時間又はその端数ごとに780円 |
|      | ミゼットアンプ      | 1式につき1時間又はその端数ごとに150円 |
|      | はね返りスピーカー    | 1台につき1時間又はその端数ごとに90円  |
|      | レコードプレーヤー    | 1台につき1時間又は            |

北九州市芸術文化施設条例施行規則

|             |                     |                           |
|-------------|---------------------|---------------------------|
|             |                     | その端数ごとに220円               |
|             | コンパクトディスクプレーヤー      | 1台につき1時間又はその端数ごとに220円     |
|             | テープレコーダー（テープを含まない。） | 1台につき1時間又はその端数ごとに220円     |
|             | マイクロホン              | 1本につき1時間又はその端数ごとに150円     |
|             | ワイヤレスマイク            | 1チャンネルにつき1時間又はその端数ごとに390円 |
|             | 音響器具用スタンド           | 1本につき1時間又はその端数ごとに30円      |
|             | 特殊音響効果器具            | 1台につき1時間又はその端数ごとに390円     |
| 映<br>写<br>機 | 35ミリ映写機             | 1式につき1時間又はその端数ごとに1,950円   |
|             | 16ミリ映写機             | 1式につき1時間又はその端数ごとに780円     |
|             | 特殊プロジェクター           | 1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円   |

北九州市芸術文化施設条例施行規則

|      |                                   |       |                         |
|------|-----------------------------------|-------|-------------------------|
| ピアノ  | フルコンサート（外国製のもの又は購入価格がこれに準ずる国産のもの） |       | 1台につき1時間又はその端数ごとに3,000円 |
|      | フルコンサート                           |       | 1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円 |
|      | その他                               |       | 1台につき1時間又はその端数ごとに600円   |
| 舞台器具 | 能舞台                               |       | 1式につき1時間又はその端数ごとに3,900円 |
|      | 所作台                               | 10枚以上 | 1式につき1時間又はその端数ごとに1,560円 |
|      |                                   | 10枚未満 | 1式につき1時間又はその端数ごとに780円   |
|      | バレエマット（テープを含まない。）                 |       | 1式につき1時間又はその端数ごとに1,050円 |
|      | 組立花道                              |       | 1式につき1時間又はその端数ごとに1,170円 |
|      | 松羽目                               |       | 1式につき1時間又はその端数ごとに390円   |
|      | 松羽目バック                            |       | 1枚につき1時間又は              |

北九州市芸術文化施設条例施行規則

|         |              |                       |
|---------|--------------|-----------------------|
|         |              | その端数ごとに220円           |
| 金びょうぶ   | 高さ2メートル以上のもの | 1双につき1時間又はその端数ごとに780円 |
|         | 高さ2メートル未満のもの | 1双につき1時間又はその端数ごとに390円 |
| 銀びょうぶ   |              | 1双につき1時間又はその端数ごとに390円 |
| 鳥の子びょうぶ |              | 1双につき1時間又はその端数ごとに390円 |
| せり上げ    | 3平方メートル以上のもの | 1式につき1時間又はその端数ごとに390円 |
|         | 3平方メートル未満のもの | 1式につき1時間又はその端数ごとに150円 |
| 回り舞台    |              | 1式につき1時間又はその端数ごとに390円 |
| 日舞用そで   |              | 1式につき1時間又はその端数ごとに390円 |
| 紗幕      |              | 1枚につき1時間又はその端数ごとに220円 |

## 北九州市芸術文化施設条例施行規則

|        |                       |
|--------|-----------------------|
|        | 円                     |
| 地がすり   | 1枚につき1時間又はその端数ごとに220円 |
| 黒幕     | 1枚につき1時間又はその端数ごとに150円 |
| 振落し幕   | 1枚につき1時間又はその端数ごとに150円 |
| 背景幕    | 1枚につき1時間又はその端数ごとに220円 |
| 浅黄幕    | 1枚につき1時間又はその端数ごとに220円 |
| 映写幕    | 1枚につき1時間又はその端数ごとに220円 |
| 花道スッポン | 1式につき1時間又はその端数ごとに150円 |
| 毛せん    | 1枚につき1時間又はその端数ごとに30円  |
| 山台用座布団 | 1枚につき1時間又はその端数ごとに30円  |
| 上敷     | 1枚につき1時間又はその端数ごとに30円  |

北九州市芸術文化施設条例施行規則

|              |   |                         |
|--------------|---|-------------------------|
| 長机           |   | 1脚につき1時間又はその端数ごとに30円    |
| 平台           |   | 1枚につき1時間又はその端数ごとに30円    |
| 舞台用階段        |   | 1台につき1時間又はその端数ごとに30円    |
| 折り畳み式足       |   | 1個につき1時間又はその端数ごとに10円    |
| 箱馬           | 大 | 1個につき1時間又はその端数ごとに20円    |
|              | 小 | 1個につき1時間又はその端数ごとに10円    |
| 反響板          |   | 1式につき1時間又はその端数ごとに2,730円 |
| 馬            |   | 1個につき1時間又はその端数ごとに20円    |
| オーケストラピット    |   | 1式につき1時間又はその端数ごとに610円   |
| 山台           |   | 1組につき1時間又はその端数ごとに70円    |
| 演台           |   | 1式につき1時間又はその端数ごとに70円    |
| 指揮台及び指揮者用譜面台 |   | 1式につき1時間又はその端数ごとに70円    |
| 演奏者用譜面台      |   | 1台につき1時間又はその端数ごとに20円    |

## 北九州市芸術文化施設条例施行規則

|        |            |                                  |
|--------|------------|----------------------------------|
|        | ドラムセット     | 1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 3 9 0 円     |
|        | 大太鼓        | 1 個につき 1 時間又はその端数ごとに 1 5 0 円     |
|        | ティンパニ      | 1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 7 9 0 円     |
|        | チャイム       | 1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 5 1 0 円     |
|        | ドラ         | 1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 3 6 0 円     |
|        | ドライアイスマシーン | 1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 5 8 0 円     |
|        | スモークマシーン   | 1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 5 8 0 円     |
|        | 録音・録画機器    | 1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 4 , 8 0 0 円 |
|        | 展示用パネル     | 1 枚につき 1 回ごとに 1 2 0 円            |
| 設<br>備 | ガス器具       | 1 個につき 1 時間又はその端数ごとに 7 0 円       |

北九州市芸術文化施設条例施行規則

|        |         |      |   |
|--------|---------|------|---|
| 使用料    | 電気コンセント | 会館器具 | 1キロワット又はその端数ごとにつき1時間又はその端数ごとに100円             |
|        |         | 持込器具 | 1キロワット又はその端数ごとにつき1時間又はその端数ごとに70円              |
|        | シャワー室   |      | 1室につき1時間又はその端数ごとに70円                          |
|        | 浴場      |      | 1槽につき1時間又はその端数ごとに300円                         |
| 駐車場使用料 | 黒崎文化ホール |      | 駐車を開始したときから60分を超える時間について1台につき30分又はその端数ごとに100円 |

備考 漫画ミュージアムの年間定期券による観覧は、特別の展覧会の観覧を除く。

別表第3（第7条関係）

（平20規則48・一部改正、平23規則44・旧別表第2繰下・一部改正、平24規則62・平27規則9・一部改正）

| 設備    |     |         |           | 使用料の額              |
|-------|-----|---------|-----------|--------------------|
| 冷暖房設備 | ホール | 北九州芸術劇場 | 全部の冷暖房設備  | 30分又はその端数ごとに3,900円 |
|       |     |         | 舞台の部分のみの冷 | 30分又はその端数ごとに       |

北九州市芸術文化施設条例施行規則

|         |                    |               |                         |
|---------|--------------------|---------------|-------------------------|
|         |                    | 暖房設備          | 1, 170円                 |
|         | 中劇場                | 全部の冷暖房設備      | 30分又はその端数ごとに<br>2, 100円 |
|         |                    | 舞台の部分のみの冷暖房設備 | 30分又はその端数ごとに<br>630円    |
|         | 小劇場                |               | 30分又はその端数ごとに<br>690円    |
| 響ホール    | 大ホール               |               | 30分又はその端数ごとに<br>2, 200円 |
| 黒崎文化ホール | 大ホール               | 全部の冷暖房設備      | 30分又はその端数ごとに<br>2, 400円 |
|         |                    | 舞台の部分のみの冷暖房設備 | 30分又はその端数ごとに<br>800円    |
|         | 中ホール               |               | 30分又はその端数ごとに<br>900円    |
| 門司市民会館  | 大ホール               |               | 30分又はその端数ごとに<br>1, 440円 |
| 若松市民会館  | 大ホール               |               | 30分又はその端数ごとに<br>2, 400円 |
|         | 小ホール               |               | 30分又はその端数ごとに<br>720円    |
| 戸畑市民会館  | 大ホール               |               | 30分又はその端数ごとに<br>2, 400円 |
|         | 中ホール               |               | 30分又はその端数ごとに<br>900円    |
| 会議室     | 面積が50平方メートル未満の部屋   |               | 30分又はその端数ごとに<br>60円     |
|         | 面積が50平方メートル以上100平方 |               | 30分又はその端数ごとに            |

北九州市芸術文化施設条例施行規則

|     |                              |       |      |                  |
|-----|------------------------------|-------|------|------------------|
| 等   | メートル未満の部屋                    |       |      | 120円             |
|     | 面積が100平方メートル以上150平方メートル未満の部屋 |       |      | 30分又はその端数ごとに180円 |
|     | 面積が150平方メートル以上200平方メートル未満の部屋 |       |      | 30分又はその端数ごとに240円 |
|     | 面積が200平方メートル以上の部屋            |       |      | 30分又はその端数ごとに300円 |
| 展示室 | 門司市民会館                       | 第1展示室 | 冷房設備 | 30分又はその端数ごとに240円 |
|     |                              | 第2展示室 |      | 30分又はその端数ごとに180円 |